

平成 29 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

平成 29 年 5 月 15 日

上場会社名 コンピュータマインド株式会社 上場取引所 東
 コード番号 2452 URL http://www.cmind.co.jp
 代表者 (役職名) 代表取締役 (氏名) 竹内 次郎
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役 (氏名) 東 時生 (TEL) 044(856)9922
 定時株主総会開催予定日 平成 29 年 6 月 29 日 配当支払開始予定日 平成 29 年 6 月 30 日
 発行者情報提出予定日 平成 29 年 6 月 29 日
 決算補足説明資料作成の有無 : 無
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成 29 年 3 月期の連結業績 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

(1) 連結経営成績

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
29 年 3 月期	453	—	5	—	3	—	0	—
28 年 3 月期	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 包括利益 29 年 3 月期 0 百万円 (—%) 28 年 3 月期 ー百万円 (—%)

	1 株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
29 年 3 月期	1.65	—	—	—	1.1
28 年 3 月期	—	—	—	—	—

(参考) 持分法投資損益 29 年 3 月期 ー百万円 28 年 3 月期 ー百万円

(注) 平成 29 年 3 月期より連結財務諸表を作成しているため、平成 28 年 3 月期の数値、対前期増減率、自己資本当期純利益率及び総資産経常利益率については記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1 株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
29 年 3 月期	497	148	29.7	328.97
28 年 3 月期	—	—	—	—

(参考) 自己資本 29 年 3 月期 148 百万円 28 年 3 月期 ー百万円

(注) 平成 29 年 3 月期より連結財務諸表を作成しているため、平成 28 年 3 月期の数値については記載しておりません。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
29 年 3 月期	66	△287	186	100
28 年 3 月期	—	—	—	—

(注) 平成 29 年 3 月期より連結財務諸表を作成しているため、平成 28 年 3 月期の数値については記載しておりません。

2. 配当の状況

	年間配当金			配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	期末	期末	合計			
29 年 3 月期	円 銭 0.00	円 銭 8.00	円 銭 8.00	百万円 3	% 482.2	% —
30 年 3 月期(予想)	0.00	13.00	13.00		—	

(注) 平成 29 年 3 月期より連結財務諸表を作成しているため、平成 28 年 3 月期の数値については記載しておりません。

3. 平成30年3月期の連結業績予想（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

（%表示は、対前期増減率）

通 期	売 上 高		営 業 損 失		経 常 損 失		親会社株主に帰属する当期純損失		1株当たり 当期純損失
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
	453	0.1	1	—	5	—	7	—	15.75

※ 注記事項

（1）期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）：無
 新規 一社（社名）—、除外 一社（社名）—

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：有
- ② ①以外の会計方針の変更：無
- ③ 会計上の見積りの変更：無
- ④ 修正再表示：無

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	29年3月期	450,000株	28年3月期	450,000株
② 期末自己株式数	29年3月期	—株	28年3月期	—株
③ 期中平均株式数	29年3月期	450,000株	28年3月期	442,116株

（参考）個別業績の概要

1. 平成29年3月期の個別業績（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（1）個別経営成績

（%表示は、対前期増減率）

	売 上 高		営 業 利 益		経 常 利 益		当 期 純 利 益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
29年3月期	448	△4.9	8	—	9	—	6	—
28年3月期	472	16.6	△12	—	△10	—	△10	—

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
29年3月期	13.94	—
28年3月期	△22.76	—

（2）個別財政状態

	総 資 産	純 資 産	自 己 資 本 比 率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
29年3月期	234	153	65.4	341.26
28年3月期	312	150	48.2	335.31

（参考）自己資本 29年3月期 153百万円

28年3月期 150百万円

※ 決算短信は監査の対象外です。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「経営成績に関する分析」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 経営成績・財政状態に関する分析	2
(1) 経営成績に関する分析	2
(2) 財政状態に関する分析	3
(3) 利益配分に関する基本方針および当期・次期の配当	3
(4) 事業等のリスク	4
2. 経営方針	9
(1) 会社の経営の基本方針	9
(2) 目標とする経営指標	9
(3) 中長期的な会社の経営戦略	9
(4) 会社の対処すべき課題	10
3. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	10
4. 連結財務諸表	11
(1) 連結貸借対照表	11
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	13
(3) 連結株主資本等変動計算書	14
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	15
(5) 連結財務諸表に関する注記事項	16
(継続企業の前提に関する注記)	16
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	16
(会計方針の変更)	17
(追加情報)	17
(セグメント情報等)	18
(1株当たり情報)	19
(重要な後発事象)	19

1. 経営成績・財政状態に関する分析

(1) 経営成績に関する分析

当社は、当連結会計年度において、コンピュータマインドエナジー 1 株式会社を設立したことに伴い、この子会社を連結の範囲に含めております。コンピュータマインドエナジー 1 株式会社につきましては、設立日である平成 28 年 5 月 20 日から決算日である平成 29 年 3 月 31 日までの業績が含まれております。なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度との比較は行っておりません。

① 当期の経営成績

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善など緩やかな回復基調にあるものの、中国をはじめ新興国経済の減速懸念や英国の EU 離脱問題、米国新政権の政策動向が金融市場に影響し、国内景気の先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社の属する情報サービス産業においては、ICT を活用して様々なモノ、サービスを繋げることにより、新たなイノベーションを創出する政府の成長戦略を背景に、IoT (モノのインターネット化)、AI (人工知能)、ビッグデータ等の活用が、地方創生の中で注目されてきておりますが、業者間の受注競争激化に加え、案件価格の低下傾向と厳しい経営状況が続いております。

再生可能エネルギー活用事業においては、太陽光発電の部材売買を中心に活動していますが、業界団体が昨年度発表した報道にて、「15 年度に 8 年ぶりに前年実績を割り込んでから、復調の兆しが見えず」とのことからソーラー市場は縮小傾向になっていると考えています。

これらの結果、当連結会計年度における業績につきましては、売上高 453,144 千円、営業利益 5,020 千円、経常利益 3,593 千円、親会社株主に帰属する当期純利益 746 千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(IT 関連事業)

システム開発事業は他業種の受注も順調に受注しましたが、運用支援事業及びは日本語資源開発事業においては期待案件の失注等が発生したことにより、売上高 256,180 千円、セグメント利益 42,831 千円となりました。

(再生可能エネルギー活用事業)

太陽光発電所設備納入案件は翌連結会計年度への繰り越しとなった案件はありましたが、下期以降に大型案件等順調に受注し、売上高 196,964 千円、セグメント利益は 28,102 千円となりました。

② 今後の見通し

日本経済は一部の業種で米国、欧州等の政策動向に関する懸念や、アジアや中東をはじめとする地政学的リスクの高まりなどが懸念され連動し、景気の先行きは不透明な状況が続くものと思われま

す。このような状況の中、当社では、既存事業の収益性向上および新規業種開拓、再生可能エネルギー分野への IoT 活用に取り組むとともに、技術者および営業要員の確保を優先課題として取り組んでまいります。また、子会社においては発電事業を主としており、発電所設備の減価償却費用の計上で、営業損失を見込んでおります。

以上により、翌連結会計年度の連結業績の予測といたしましては、売上高 453,395 千円、営業損失 1,213 千円、経常損失 5,797 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 7,089 千円を予測しております。

なお、上記の業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予測値と異なる結果となる可能性があります。

(2) 財政状態に関する分析

① 資産、負債及び純資産の状況に関する分析

(流動資産)

当連結会計年度における流動資産の残高 172,733 千円となりました。主な内訳は、現預金 100,892 千円、売掛金 45,478 千円、未収金 20,295 千円であります。

(固定資産)

当連結会計年度における固定資産の残高は 324,413 千円となりました。主な内訳は、機械及び装置 128,470 千円、構築物 105,788 千円、土地 30,960 千円であります。

(流動負債)

当連結会計年度における流動負債の残高は 74,032 千円となりました。主な内訳は、1 年以内返済予定長期借入金 37,900 千円、未払費用 15,751 千円、買掛金 7,600 千円であります。

(固定負債)

当連結会計年度における固定負債の残高は 275,463 千円となりました。主な内訳は、長期借入金 274,740 千円であります。

(純資産)

当連結会計年度における純資産の残高は 148,038 千円となりました。主な内訳は、資本金 35,000 千円、資本準備金 15,000 千円、繰延利益剰余金 96,448 千円であります。

② キャッシュ・フローの状況に関する分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末に比べ、34,256 千円減少し、100,892 千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、未収入金の増加 19,723 千円、未払費用の減少 4,567 千円、賞与引当金の減少 3,500 千円等の資金減少要因があったものの、売上債権の減少 82,592 千円、減価償却費 4,247 千円、仕入債務の増加 3,938 千円等の資金増加要因により、66,789 千円の資金増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出 234,259 千円、土地の取得による支出 30,960 千円等の資金減少要因により、287,785 千円の資金減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済による支出 100,000 千円、長期借入金の返済による支出 29,660 千円等の資金減少要因があったものの、長期借入金による収入 320,000 千円の資金増加要因により、186,740 千円の資金増加となりました。

(3) 利益配分に関する基本方針および当期・次期の配当

当社では、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境および中長期を展望した財政体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。当社は、剰余金の配当の基準日を毎年 3 月 31 日に行なうことができる旨を定款で定めております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会決議により、前期と比べ 5 円増配し、1 株当たり 13 円とする事を決議しております。なお、当期の期末配当金につきましては、次回の定時株主総会で機関決定を行なう予定でおります。

(4) 事業等のリスク

当社の経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。また、文中の将来に関する事項は、公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(市場環境に関するリスクについて)

① 事業環境について

当社の主要事業が属する情報サービス産業においては、競合他社との競争激化により、低価格化の傾向が続いております。このような環境の下、経済情勢の変化等により顧客企業の I T 投資動向が急速に変化した場合や情報サービス産業内での価格競争が現状の水準を大きく超えて継続した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合他社の参入障壁について

当社の各事業には、現状参入障壁といえるものは存在していません。なお、新聞制作システムの開発や運用支援及び日本語文字に関する「文字同定」「辞書データ」などの開発については、市場規模は小さく、参入している企業も少ないため、競合他社が当該分野への進出を図るには知識及びノウハウの習得や人員の確保等により、相応の時間がかかるものと思われまます。しかしながら、今後、優良な競合他社が当社の主要な事業領域へ多数参入し、既存の顧客基盤の維持や新規の顧客獲得が困難な状況に陥った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新への対応について

当社の主要事業が属する情報サービス産業においては技術革新が急速に発達するため、当社が現状有する技術、技能及びノウハウ等の優位性が損なわれる可能性があります。また、当社の提供するサービス等が、情報サービス産業の技術標準の変化により、その競争優位性若しくは価格優位性を失うこともありえます。したがって、当社は技術革新に適宜対応するため、従業員の能力を高め、新しい技術の組織的発掘及び習得を推進しておりますが、当社が技術変化の方向性を正しく予測及び認識できない場合、また予測し得ても適切に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ システムの開発について

当社は、顧客の要望事項に基づきシステムの開発及び運用支援等を行っており、これらの品質管理には徹底を期し、顧客サービスの満足度の向上に努めておりますが、当社が提供するサービス等において、品質上のトラブルが発生しないという保証はなく、このような品質上の不具合が生じた場合には、不具合に対応する追加コストの発生や損害賠償等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 新聞社の動向について

当社の主事業である運用支援事業及びシステム開発事業等の受注先は、大手電気メーカーですが、実際にシステムを導入する先は新聞社となります。新聞各社は、リーマンショック以降、広告収入の減少などの影響もあり、複数社共有システムや、クラウドを使った新聞製作システムなど低コストなシステムを導入する新聞社も増えつつあります。また、地方新聞社においては廃刊するリスクも潜在的にあり、これらの市場環境によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(当社事業に関するリスクについて)

① 機密情報の管理について

当社は、顧客企業情報及び個人情報を取り扱っており、当該機密情報を適切に管理し、安全性を確保することが企業の責務であると深く認識しております。当社では、「情報セキュリティマネジメントシステム JIS Q 27001」及び、「個人情報保護 JIS Q 15001」を取得しており、コンピュータ・ウィルス対策及びネットワーク管理による情報の保護、入退館者の確認、情報管理に関する社内教育の徹底及び外部協力業者との機密保持

契約の締結等を行い、当社からの情報漏洩を未然に防ぐ対策を講じております。このような対策を講じているにもかかわらず、当社が情報漏洩に関与した場合には、損害賠償責任の可能性があるほか、各種業務の継続にも支障が生じる場合があります、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の経営者への依存について

当社の会社経営及び事業展開は、代表取締役竹内次郎の経営能力、人的ネットワークに依存しております。今後、同人に依存しない組織を構築する計画でありますが、何らかの要因により同人による当社の業務遂行が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、公表日現在において、代表取締役竹内次郎は当社の発行済株式総数の 64.3%を所有する筆頭株主であります。

③ 組織体制について

当社は、公表日現在において、取締役 4 名、監査役 1 名、従業員 42 名と比較的小規模な組織であり、内部管理体制等も当社の規模に応じた組織となっております。そのため、各種業務の中には、特定の人員に依存しているものもあります。今後、事業規模の拡大に応じ然るべき人材採用を行い、業務の平準化や権限の委譲等の内部管理体制強化を図りますが、当該体制の整備に著しく時間を要する場合には、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

④ 人材の確保及び育成について

当社の主力事業であるシステム開発事業及び運用支援事業に従事する人材には、情報処理技術者の能力や資質が求められます。今後、当社が業容を安定的に拡大させていくためには、優秀な人材や適性のある人材を適時確保する必要があります。また、採用した人員についても、継続的に教育を行い、その育成に努めることは必須となります。そのため、計画どおり人材の確保及び従業員の育成が行えない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ プロジェクト管理について

当社のシステム開発事業においては、顧客からシステム開発を受託する際、事前にサービスの対価及び納期を定めた請負契約を締結する場合があります。当該契約を締結したプロジェクトについては、原則として契約時に受注金額が確定し、双方が合意した納期までにシステムを開発して納品する責任が当社に発生いたします。当社は、システム開発プロジェクトを受託するにあたり、発生が見込まれるコストを積み上げ、それに適正な利潤を乗せたものを見積もり金額として提示しております。また、プロジェクトの受注後は、進捗状況を管理するプロジェクトの責任者を選任し、社内関係者及び顧客に対して定期的に進捗状況を報告することとしております。しかしながら、すべてのプロジェクトにおいて適正なコストを正確に見積めることは困難であり、仕様変更や追加作業に起因する作業工数の増大等が発生する可能性があります。また、当社が開発したシステムにおいて、予期せぬバグの発生やサービス不良等の品質上の問題により、追加コストの発生や損害賠償が発生する可能性があります。このような事態が生じた場合、当社の事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

(その他のリスクについて)

① 情報システムトラブルについて

当社は、社内のコンピュータシステムに関して、バックアップ体制を確立することによる災害対策を講じておりますが、地震や火災などの災害、コンピュータ・ウィルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの長期にわたる中断や停止、現段階では予測不可能な事由によるシステムトラブルが生じた場合、当社の事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

② 知的財産権に関するリスクについて

近年、当社の属する情報サービス産業においては、自社保有技術の特許申請が増加する傾向にあります。そのような環境下において、当社の注意が至らず、意図せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性を完全に

排除することはできません。そのような場合、訴訟その他の請求の可能性があり、これら訴訟等の内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(J-Adviser との契約について)

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社ではフィリップ証券(株)を平成 27 年 3 月 30 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成 27 年 3 月 31 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項> (当該契約より一部抜粋)

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日
(a) TOKYO PRO Market の上場株券等
(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割に

よる非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとなった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が

上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

2. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、IT 関連事業として、システム開発事業、運用支援事業、日本語資源開発事業、その他事業(パソコン教室の運営)並びに、再生可能エネルギー活用事業を行っております。このような無形のサービスを提供している当社にとって、お客様からの信頼が財産となります。そのため、従業員一人ひとりが、最新技術を習得できる環境を社内に整え、お客様のニーズに対応した高付加価値のサービスを提供できるよう全社で取り組んでおります。また、専門技術と高品質なサービスを提供する一方、生産性の更なる向上を図り、ローコストオペレーションを実践することで、価格面においてもお客様に還元できるように一層努力してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、顧客ニーズの柔軟な対応により、安定した収益の確保を図り、高い成長性と収益性の確保を経営課題としております。当社が重視する経営指標は、売上高営業利益率等の経営指標の向上を目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社の中長期的な経営戦略は次のとおりです。

(IT 関連事業)

システム開発事業については、従来の新聞関連に関する受注以外の他業種からの受注が受けられるようになってきております。そのため、自社ブランドのソフトウェア開発にも着手していく計画でおります。次に、運用支援事業については、アウトソーシング事業の拡大を進めていきます。その他、日本語資源開発事業及び、その他事業(パソコン教室の運営)につきましては、従来の対象から裾野を拡げた営業展開を計画しております。

(再生可能エネルギー活用事業)

2017 年度の再生可能エネルギー政策が未発表である状況の中、重点活動の目標を、太陽光発電の部材販売を基本とし、太陽光発電所の売買仲介によるビジネスモデルの確立を目指しております。また、遠隔地システムに対して ICT 活用の企画を作成し、IT 関連事業とのシナジーを高めた提案も予定しております。

(4) 会社の対処すべき課題

① 優秀な人材の確保

当社の業容を拡大するためには、優秀な人材の確保が必要であります。しかしながら、労働人口が減少する環境下において、首都圏では新卒採用及び即戦力である中途採用にて人材を雇用することが難しくなっております。また、協力会社から技術者を確保することも、より一層困難となっております。

このような状況のもと、当社では採用活動をより一層強化するとともに、自社の知名度を高めるための施策も積極的に採用していく方針であります。

② 顧客満足度の更なる向上

当社の展開する各事業において、主要顧客とは長年取引を継続しております。つきましては、これら主要顧客と良好な関係のもと、取引を継続若しくは拡大していくためには、顧客満足度の更なる向上が必須となります。そのため、業務において品質を維持するだけでなく、顧客との対面でのコミュニケーションを重視し、機動力をもち小回りの利くサービスを提供していく方針であります。

③ 収益力の増強

当社が展開する各事業においては、技術者一人あたりの売上額及び利益額が業容拡大の要となります。現在の主力事業である IT 関連事業におけるシステム開発事業及び、運用支援事業では、人材確保が厳しい状況にあるため、成長性に制限のある状態が続いております。そこで、長年に渡り培った当社内における知識、技術及びノウハウ等を活用し、技術者のスキルを高めることで、一人あたりの売上額及び利益額を継続的に伸ばしていけるよう取り組んでいます。

④ 安定的な収益基盤の確立

当社の主力事業の一つであるシステム開発事業は、企業の IT 投資計画の需要に影響を受ける傾向があります。また、企業の IT 投資計画は一般的に景気動向の影響を受けるとされております。そのため、当社では顧客の IT 投資計画を共有することにより、より安定的な受注の確保を行い、景気動向の影響を受けづらい収益基盤の構築を図ってまいります。また、当社のもう一つの主力事業である運用支援事業は、比較的景気の変動を受けにくい傾向があるため、今後も安定的な拡大を実現できるよう取り組んでいます。

⑤ 内部管理体制の強化について

当社は、比較的小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、内部統制管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでいます。

3. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社は、連結財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性を考慮し、日本基準で連結財務諸表を作成しております。

4. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	100,892
売掛金	45,478
商品	158
未収入金	20,295
前払費用	2,767
繰延税金資産	2,977
その他	420
貸倒引当金	△255
流動資産合計	172,733
固定資産	
有形固定資産	
建物	2,166
車輛運搬具	3,747
工具器具備品	2,997
構築物	105,788
機械及び装置	128,470
土地	30,960
減価償却累計額	△11,608
有形固定資産合計	262,522
無形固定資産	
電話加入権	358
ソフトウェア	408
無形固定資産合計	766
投資その他の資産	
投資有価証券	5,000
出資金	101
保険積立金	24,695
長期前払費用	19,328
敷金・保証金	10,766
繰延税金資産	731
その他	500
投資その他の資産合計	61,123
固定資産合計	324,413
繰延資産	
開業費	386
繰延資産合計	386
資産合計	497,534

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成 29 年 3 月 31 日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	7,600
1年以内返済予定の長期借入金	37,900
未払金	21
未払費用	15,751
未払法人税等	598
未払消費税等	4,153
賞与引当金	7,500
その他	507
流動負債合計	74,032
固定負債	
長期借入金	274,740
その他	723
固定負債合計	275,463
負債合計	349,495
純資産の部	
株主資本	
資本金	35,000
資本剰余金	
資本準備金	15,000
資本剰余金合計	15,000
利益剰余金	
利益準備金	1,590
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	96,448
利益剰余金合計	98,038
株主資本合計	148,038
純資産合計	148,038
負債純資産合計	497,534

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
売上高	453,144
売上原価	371,851
売上総利益	81,293
販売費及び一般管理費	76,273
営業利益	5,020
営業外収益	
受取利息・配当金	3
その他	1,154
営業外収益合計	1,158
営業外費用	
支払利息	2,519
その他	65
営業外費用合計	2,584
経常利益	3,593
税引前当期純利益	3,593
法人税、住民税及び事業税	598
法人税等調整額	2,248
法人税等合計	2,846
当期純利益	746
親会社株主に帰属する当期純利益	746

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
当期純利益	746
包括利益	746
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	746
非支配株主に係る包括利益	—

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位：千円)

項目	株主資本				株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成 28 年 4 月 1 日残高	35,000	15,000	1,590	99,301	150,891	150,891
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当	—	—	—	△3,600	△3,600	△3,600
当期純利益	—	—	—	746	746	746
当連結会計年度変動額合計	—	—	—	△2,853	△2,853	△2,853
平成 29 年 3 月 31 日残高	35,000	15,000	1,590	96,448	148,038	148,038

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	3,593
減価償却費	4,247
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△512
受取利息及び受取配当金	△3
支払利息	2,519
その他営業外収支	△4,921
売上債権の増減額 (△は増加)	82,592
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2
前渡金の増減額 (△は増加)	3,000
前払費用の増加額 (△は増加)	△1,031
未収入金の増加額 (△は増加)	△19,723
その他流動資産の増減額 (△は増加)	2,876
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,938
未払費用の増減額 (△は減少)	△4,567
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△3,500
その他流動負債の増減額 (△は減少)	1,075
小計	69,581
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△2,525
法人税等の支払額	△270
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,789
投資活動によるキャッシュ・フロー	
土地の取得による支出	△30,960
有形固定資産の取得による支出	△234,259
保険積立金の支出	△3,563
その他	△19,003
投資活動によるキャッシュ・フロー	△287,785
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△100,000
長期借入金の返済による支出	△29,660
長期借入金による収入	320,000
配当金の支払額	△3,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	186,740
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△34,256
現金及び現金同等物の期首残高	135,148
現金及び現金同等物の期末残高	100,892

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称

コンピュータマインドエナジー 1 株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物附属設備 10 年

車輛運搬具 6 年

工具器具備品 4～6 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については、法人税法の規定による税法限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき、当期に対応する金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

工事進行基準によっております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当連結会計年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当連結会計年度から適用しております。

(セグメント情報等)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

したがって、「IT関連事業」と「再生可能エネルギー活用事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

事業区分	属するサービスの内容
IT関連事業	システム開発事業、運用支援事業、日本語資源開発事業、その他事業 (パソコン教室業務等)
再生可能エネルギー活用事業	再生可能エネルギー活用事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	IT関連事業	再生可能エネルギー 活用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	256,180	196,964	453,144	—	453,144
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	256,180	196,964	453,144	—	453,144
セグメント利益	42,831	28,102	70,933	△65,913	5,020
セグメント資産	45,710	292,176	337,887	159,646	497,534
その他の項目					
減価償却費	93	—	93	514	608

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない当社での現金及び預金並びに管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	328 円 97 銭
1 株当たり当期純利益	1 円 65 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在しないため記載しておりません。
2. 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
当期純利益金額(千円)	746
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	746
期中平均株式数(株)	450,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。